

第九十八回国会 大蔵委員会 議録 第十九号

昭和五十八年五月十七日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 越智 伊平君

理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

理事 粕谷 茂君

理事 熊川 次男君

理事 笹山 登生君

理事 塩川 正十郎君

理事 平沼 越夫君

理事 毛利 松平君

理事 柳沢 伯夫君

理事 上田 卓三君

理事 戸田 菊雄君

理事 武藤 山治君

理事 正森 成二君

理事 小杉 隆君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席府委員

人事院事務総局 給与局長 斧 誠之助君

大蔵政務次官 塚原 俊平君

大蔵省主計局次 長 穴倉 宗夫君

大蔵省理財局長 加藤 隆司君

運輸省鉄道監督 局国有鉄道部長 棚橋 泰君

委員外の出席者

厚生省年金局長 金課長 山口 剛彦君

大蔵委員会調査 室長 大内 宏君

委員の異動

五月十七日

辞任

今枝 敬雄君

熊川 次男君

同日

辞任

毛利 松平君

補欠選任

今枝 敬雄君

五月十三日

みなし法人課税制度の期限延長に関する請願

(栗原祐幸君紹介)(第三四八六号)

納税者の記帳義務法制化反対等に関する請願

(下平正一君紹介)(第三四八七号)

税制改革に関する請願(伊藤茂君紹介)(第三四

八八号)

同外一件(下平正一君紹介)(第三四八九号)

同(城地豊司君紹介)(第三四九〇号)

大型消費税阻止、不公平税制是正に関する請願

(伊藤茂君紹介)(第三四九一号)

自動車関係諸税の減免に関する請願(山花貞夫

君紹介)(第三四九二号)

同(湯山勇君紹介)(第三四九三号)

南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属の処

遇改善に関する請願(奥野誠亮君紹介)(第三五

二七号)

身体障害者使用自動車に対する地方道路税、揮

発油税免除等に関する請願(岡田利春君紹介)

(第三五五二号)

同(北山愛郎君紹介)(第三五五三二号)

同(倉石忠雄君紹介)(第三五五三三三号)

同(八田貞義君紹介)(第三五五四四号)

同月十六日

税制改革に関する請願外一件(上田卓三君紹介

(第三六八七号)

第一類第五号

大蔵委員会議録第十九号

昭和五十八年五月十七日

昭和五十八年五月十七日

思うわけでございます。そして、それが今日に至つておるということであるわけでありますが、私の感じますのは、この年金制度が、歴代の為政者といひますか、そういう者が、要するに金づくりといひますか、それが年金のために年金制度があるとか、あるいは労働者のために年金制度があるとか、あるいは何か他の目的で、その財源対策、こういうことで年金制度がつくられたような気がしてならないわけでありまして、その点について、大蔵当局並びに厚生省の方もお見えてございまして、ひとつお答えいただきたい、このように思います。

○大蔵政府委員 日本は年金制度の生い立ちでございますが、これはいろいろなソースがあるかと思ひます。

年金の一番原始的な姿といふのはいわゆる恩給なんだと思ひますけれども、その恩給の形をとる年金といふのは明治の末ごろから労働者のためにできておるわけでございまして。その前に、軍人ですとかそれから官吏の公務死なんかについて年金ができたといふのが原始的な形態のようでございまして、いずれにしても、大正十二年に恩給法に統一されてからといふものは、労働者の雇用人の人も官吏の人もそういう形で年金といふものが受けられるような姿になってきておる。片方、一般労働者を対象とする年金制度は、労働者年金保険制度として昭和十七年に発足をいたしました。その創設の沿革的な理由としては、当時の時局下における生産力の増強と国民生活の安定等の要請があったといふようなことが言われております。

この辺のところは物の見方はいろいろございまして、片方では、その年金制度をつくることによって、年金資金を戦時財政といひますか、そういうものに利用しようという考え方があったのじやないかといふ、そういう御意見も確かにあるかと思ひますけれども、素直に申し上げれば、そういった戦時下の労働生産性の増強とそれから国民生活の安定といったことが、年金をつくり出したときの主たる理由といふようなことで説明をされて

ているようにございまして。

○山口説明員 公的年金制度の沿革は、ただいま御説明があったとおりでございましてけれども、年金制度は、国民の皆さんが老齢あるいは障害、遺族といった、個々の力だけではなかなか事前に十分な備えをしておくことができない、そういう事態になったときに、社会的な仕組みの中でその不安を解消していくということを目指して、労働者、国民の皆さんの生活の安定を図るという目的で公的年金制度が創設されたことは間違いないことだと思ひます。私どもも、その後の運営に当たりまして、そういう本旨に基づきまして運営をしてきたつもりでございまして、今後とも、その年金制度に対する期待も大きいわけでございまして、そういう期待を裏切らないような年金制度をしていきたいと思ひます。今後とも努力をしてまいりたいと思ひます。

○上田(卓)委員 いまお答えいただいたわけですが、幾ら理屈を並べましても、この公的年金、とりわけその中心でありまして、この厚生年金が、戦時下の労働生産性、国民の生活の安定、こういう理由を並べようとも、実質的にはやはり戦費の調達といひますか、そのために労働者からお金を巻き上げる、こういうことは変わりがないのではないかと、こういうふうに思つておられるわけでありまして、特に一九四二年から、軍需工場に働く労働者に対して、何と資金の二一%近い掛金を徴収するといふような事例にもそのことが端的にあらわれておるのではないかと、こういうふうに思つておるわけでございます。

特に、これは大蔵大臣にお答えいただきたいわけでありまして、当時日本の平均寿命は約五十歳であつたようにございまして、何と、この支給開始年齢が五十歳からである。こういうことで、五十歳までしか生きられない平均的な寿命の人が、五十歳になつたら亡くなる、それから開始されるということとは、もろえない、結局掛け捨てということにならざるを得ないわけでありまして、それは平均

均寿命でありますから、当然、中には六十も七十までも生きられる方もあらうかと思ひますが、もともとこういうような制度の発足自体が非常に欺瞞的といひますかあるいは詐欺的といひますか、私は、やはり無理があつたのではなからうか、こういうふうに考えておられるわけでございます。

そういう意味で、先ほど私が申し上げたように、働く労働者のためにつくられたというよりも、国家が戦時下において戦費調達のために、金を集めるためにつくられた制度、こういうように私が極言しているのはそういう意味であるわけでございます。私どもも、そういう点について、大蔵大臣にしかと答弁をしていただきたい、このように思ひます。

○竹下国務大臣 いま、確かにございまして、ように、「厚生年金保険二十五年度」でございまして、これに書いてあります。このような社会保険制度の急速な発展は、満州事変に続く日華事変の進展に伴い、生産力の増強と国民生活の安定が高度国防国家体制確立の見地から強く要請されるに至つたことに応ずるものであつた。こういうことが書いてあります。「そして、一般労働者を対象とする労働者年金保険制度も、この時局下の要請にこたへるものとしてその後間もなく実現するに至つた。」といふことでございまして。私は、沿革的には上田委員御指摘のことは、時代の大変な変化がございまして私も否定するものではございせん。

ただ、私も考えますと、当時昭和二十年から五十五歳、男性の場合五十五歳になっておりますから、いま一九四二年とおつしやないかと思ひます。恐らくその当時は四十八歳くらいじやないかと思ひます。が、いま男性で七十四歳、女性で七十九歳といふことになりましたが、これは平均寿命の問題でございまして、だから、高齢化社会が成熟するに従つて、やはり年金といふものが質的な変化も遂げてきておるのではないかと感じが率直にいたしております。したがつて、この平均寿命自身からずつと世界百六十六カ国の傾向を見ます

と、やはり高齢化社会のところほど年金制度は充実しておる、そういう質的な変化もあつて現存しているのじやないかという感じがいたしますので、現実の人口構造なりそういうものを踏まえて、国民の不安を除去する形で、好ましいことならば写真真が描かれて、そして、それに向かつてもう一つの統合作業が行われていく。したがつてこのたびは、委員も御指摘のとおり、まさにその第一歩にすぎない、こういう認識でございまして。

○上田(卓)委員 いま竹下大蔵大臣から、歴史的な経緯から見ても、この公的年金が労働者のために直接的な目的でつくられたというよりも、戦時下の戦費調達のために設けられたということは認めざるを得ない、こういうお話をいただいたわけでありまして、大蔵主計局長は、そういういろいろな意見があるとか、あまいなことを言わずに、そういう歴史的な事実関係についてははっきりとお認めになることが正しいのではないかと、私はこういうふうに思つておりますので、今後の答弁については、その点は十分しかと腹を決めて、自信を持ってお答えいただきたいと思ひます。

それから、いわゆる労働者のためにつくられた公的年金じやないに、政府のためにつくられた、そのことが国民のためになるんだといふ一つの為政者の考え方があらうと思ひますが、あの第二次世界大戦自身が国民の利益にならずに世界の多くの国民の方々に迷惑をかけたといふ意味では、やはり正義の戦争じやないに悪の戦いであつたといふことははっきりしておるのではないかと、こういうふうに思つておるわけでありまして。先ほど私は、労働者をベテランにかける欺瞞的なものであるといふふうに申し上げたわけでありまして、平均寿命が五十歳そこそこでありながら支給開始が五十歳といふ、次長は首を振つておられるようですが、その点答えてください。どうぞ。

○大蔵政府委員 委員のお話は別に異議があるわけではございませんが、平均寿命は当時は五十歳を

ちよつと切つていたところで、支給開始年齢は当初五十五歳だったようでございます。いま委員は五十歳とおっしゃいましたので、五歳違ふのかなという感じでございます。

○上田(卓)委員 私自身もしかとその点については存じないわけですが、五十歳平均で五十五歳からもらえる、こういうことであつたとしても、この年金の受給者に対して配慮したものであるかということになると、やはり私は五十歩百歩の感が否めない。その点については十分理解をされるのが正しいのではないか、こういうふう

に思つておるわけです。
私がここで言いたいことは、日本の公的年金が労働者のためにつくられたのではない、本当に欺瞞的な性格を初めから持つておつたんだということを強調するために、また、そのことを訴えたかつたために申し上げておるといふことを理解していただきたいと思つておるわけです。そういう欺瞞的なものが、戦後から三十八年を経過しようとしてゐるわけでありすが、その間一貫して、労働者のためというよりも政府のためといひますか、そういう基本姿勢が貫かれておるのではない

か、このように私は考へておるわけでありすが、特に掛金については、財投で資金として運用される場合が多いわけでありすが、それであれば、労働者の掛金であるわけでありすが、老後になつてそれを生活の糧にするということでありすが、快適な老後を保障するという意味から、これらの掛金が、たとえば医療の充実とか住宅の提供など、年金受給者の福祉といひますか医療といふものに、生活にも直結するものでなければならぬと思うのですが、そういう部分が全く少なくて、何か大企業本位の労働者不在の運用になつておるのではないか、こういうふうに思

わざるを得ないわけでありすが、
特に、いま物価スライドについても、実際にインフレをカバーするものには決してなつてないといふようなこととか、そういう観点から、利回りについても非常に低い利回りであるといふことか

ら、結局は年金自身が財源がパンクしてしまふ、不足してしまうといふような今日の現状はそういうところから来ているんじゃないか、私はこのように考へるわけでありすが、その点についてお

答えいだきたいと思ひます。
○災害政府委員 委員御指摘のお話は、メーンは厚生年金のお話だと思ひます。

厚生年金の生い立ち、一番初めてきたときのいきさつというのは、いま委員が御指摘になられたようないろいろな事情があつたかと存じます。ただその後、厚生年金を初めといたしまして、国民皆年金という思想で日本の年金制度は、国民年金法もできまして、これから日本が遭遇しなければならぬ、非常に世界でも例を見ません高齢化社会を迎へまして、今後の所得保障の基盤となるようなお金を年金として支給していく制度になつてゐるわけでございますから、生い立ちのことと、現在厚生年金、国民年金が国民の皆さん方に期待され、また政府としてもこれに取り組んでゐる姿勢といふのは、相当違つてきてゐるかと思ひます。

そこで、国民年金なり厚生年金なりの資金でございますが、これを国民生活に密着したような使い方をしたらどうか、こういうことでございすが、御承知のように、三分の一は還元融資といふことで、年金福祉事業団など直接本当に関係あるところに還元してゐるわけでございますが、その他の部分につきましても、住宅でございますとか生活環境整備、厚生福祉、文教、中小企業、農林といったような国民生活に密接に係る使途に使うといふことで、その辺のところは、毎年度資金運用部で統一した資金管理を行つた際におきまして、よく氣をつけて整理をされてゐるというのが現実でございます。

○上田(卓)委員 私が申し上げたいのは、今日の時点でも、公的年金とりわけその中心の厚生年金が発足した当時の考へ方が依然として戦後も今日に至るまで引き続いてゐる。私は、そういう基本的なものを明らかにしていかなければならぬだ

らう、こういうように思つておるわけでありすが、そういう点で、特に共済年金の問題について深めていく中でその問題を明らかにしていきたい、このように思つておるわけでありすが、

特に共済年金は、財源のわずか一五・八五%でしか、これが国庫負担ということになつておるわけでありまして、それを除くすべての金額が労使の折半によつて成り立つてゐるということは御承知のことだらうと思つてゐるわけでありすが、そういう点で、一つの会社にとつては、その会社の半分の株主が労働者と言つても過言ではなからう、こういうふうに思つてゐるわけであり

すが、今回の改正案といひますか、改悪案とわれわれは考へざるを得ないわけでありすが、本当に密室のような状況で共済年金基本問題研究会の意見がまとめられるとか、あるいは公務員共済組合審議会においては、労働者側の代表全員が反対といひますか意見がある中で、あるいはまた、専門家の中でも、それに対して労働者側の意見に耳を傾けるべきではないか、こういうような状況がある中で、やはり一切のこの審議会での経過といふものを無視して今回のような形になつたといふことは、非常にわれわれとして、そのやり方自身が労働者の立場に立つた経緯でない、中身だけじゃないにその経緯自身にもそういう形であらわれてゐるのではないか、このように私は考へるわけでありすが、それについてどのように考へて

うか。
○災害政府委員 委員御指摘のとおり、年金といふのは労使それから中立という三者構成で御議論が進められるのが通常でございまして、共済年金制度基本問題研究会では、労働団体からも代表の方にお出ましいただきまして、二年間にわたつて議論を尽くしてまいりました。でございすが、それから、労働側の御意見といふのも十分そこには反映されておつたと思ひますし、それから労働側の方々も、その当該委員の方を通じて常時研究会の模様につきましては御報告があつたように承つて

おります。

それから国共審のことでございすが、国共審では確かに、先日もし上げましたように、まじめの段階に入りましていろいろ議論のもつれがあつたことは事実でございますが、最終的には、労働側の委員の方全体を含めまして国共審からの答申をちよつだいいたしてゐるわけでございます。

○上田(卓)委員 いまお答えいただいたわけでありすが、先般もわが党の理事の野口議員からも話があつたと思つてゐるわけですが、本当に一方的な意見がある見切り発車的といひますか、労働者の側の意見がありながらそういうものに耳をふたをして見切り発車的にこういう措置になつたといふことは残念だと思つておるし、絶対認めることはできないとわれわれは考へざるを得ないわけでありすが、

そういう経過自身も問題があるわけでありすが、それではお聞きいたしますが、現在八本の公的年金制度がありますね。それでは、仕組みとしていわれる成熟した段階で完全に支給できる制度が実際の制度として存在してゐるのか、現実にはそれがあつたかどうかといふことを非常に疑わしいと私考へざるを得ないわけでありすが、その点についてはどうですか。

○災害政府委員 完全に成熟した場合におきまして負担と給付の関係におきまして、両方のバランスがとれてゐる制度といふものがいま八つある中であるかといふお尋ねかと思ひます。調べても、なかなか全体の先行きを計算いたしますのは大変むづかしいございすが、負担水準がどの辺のところに行きましたならばすでに負担の限界になるのかといふところが、なかなか実は議論のあるところでございます。

一般的に言ひますと、厚年ベース、つまり本俸とその他の手当を含めました月収ベースに対して、二割から二割五分くらいのところあたりへ来るとそろそろむづかしくなつてくるのかな、三割くらいのところへ来るとちよつとむづかしいんじゃないだろうかといふのが、これも定かではございませぬけれども、一般的に専門家の方々

が御議論なさる場合にはその基盤になつてゐるわけでございますが、その辺のところを将来超えてしまふことになるんじゃないだろうかというの、ほとんど超えてしまふことになるんじゃないかと思ひます。ただ、一番長もちするかもしれないということが考えられますのは、いまの財政状況からしますと、私学共済が一番長もちをしそうでございませうけれども、これとて、ずいぶん先になりますれば、あるいは負担と給付の關係がアンバランスになつてくるという事はあり得るかもしれません。

○上田(卓)委員 私、私学共済自身がそういう状況であるという事を考へて、やはり公的年金制度の充足自身に問題があつたように、その後一貫してそういう精神が貫かれてゐると言つてもいいのではないかと。そういう意味で、成熟した段階で完全に支給できる状況にもとまないと、こゝ言わざるを得ないのではないかと、こゝういふうに考へるわけでありませう。

と申し上げるのは、専門家の方々の中からも、そういう状況というのはいわゆる国家的詐欺だ、こゝういふような言葉を言われる方もあるわけでございますが、いづれにしても、今日まで置かれてきたところの積立方式の根拠といひますか、そういうものは、どの年金制度もその財源率の見直しのためにそれぞれ五年間ごとに財源率の再計算を行う、こゝういふことになつておるにもかかわらず、現実問題として、年金制度がだんだん破産状況といひますか回つていかないと、こゝういふ状況になつてきておるのではないかと、私はこゝういふうに思ふのです。そのことは、やはり何を言ひましても、掛金の資金を何かの目的のために低利で運用されていくところとわかれわかれとして解せないものがあるだけではないに、戦後の一貫したインフレ政策というのですか、そういう状況の中でスライド制度があるわけですけれども、それまた三年間ストップするといふようなこともこれあり、現実問題としてこのインフレにスライドが追いつかない、こゝういふことの中から破産してき

ておるのではないかと、私はこゝう言わざるを得ないと思ふのです。

そういう意味で、原因を追及していけば、まず一番大事なことは、インフレがないことが望ましいわけでありませうが、どれだけインフレになつても実際の年金が減らないという状況を保障するとか、あるいは運用資金の利回りでもそういうものがカバーできるとか、あるいはどうしてそういうものができないのか、あるいは場合政府の補助金を出すのか、こゝういふ形で補完されない限り破綻していくのは当然のことではないかと、私はこゝういふうに思ふざるを得ないわけでありませうが、こゝういふ点について、大蔵大臣はいままでそのことに対してどのようにしてきたのか、五年間五年間でこゝういふことが見直されてゐるのかかわらず、いまある八本立てのそういう年金制度がこゝういふような形でだんだんお先真つ暗になっていくといふのはそこ大きな原因があるのじゃないかと私は思ふのです。こゝういふうに、大臣、お答えください。

○竹下国務大臣 年金といふのは、いま八本とおつしやいました、その中にもそれぞれ歴史的淵源がございませう、それによつて成熟度とかいふ問題が相違しておることも事実であります。こゝうして、總体的に申し上げますならば、いまおつしやいました保険数理といふものの一番単純なことを言ひますと、掛けた期間と給付を受ける期間とが同一であつて、しかもその運用利回りインフレ率とほとんどであるといふ場合、単純に事務費とか共通経費とかを別にした場合にそれが成り立つていくといふ一つの原則がございませう。

しかしながら、戦後今日まで見ましても、確かに日本の国が、別にインフレ政策をとつたといふことは別として、経済で言へばケインズ理論でございませうか、当初は、いわゆる一九四五年から五十五年までは、あるいは私は政策インフレと申しませうが、結果的な政策インフレの中でこゝうバランスが大きく崩れてきておることは事実であります。その後の物価上昇率等から見ましても、それはやはり御指摘は私は当たつておると思

つております。

こゝういふ経過の中で、言つてみれば年金財政に ついての根本の見直しといふのが、国民各界各層はもとより、また保険数理上からも必要になつたといふ国会等の御議論を踏まえて年金の一元統合、こゝういふような一つの方向だけが明示されて、こゝういふ仕組みにしていくなかといふ具体的な問題は五十八年度中にこれを組み立てていこう、こゝういふことであります。

したがつて、その経過の中においては、それを補完するものとして、いまおつしやいました、いわば負担する方も国民であり受益者も国民であるといひましたも、財政が補助金等の名前において出動してそれなりに均てん化してきたといふこともないわけじゃないと。幸い、最近で見ますと、言つてみれば、給付水準がこの二十五年間で学卒初任給をとつてみればおおよそ十三倍、そして物価の上昇率が四・三倍、こゝういふような形で徐々に落ちてきてきた。そのインフレ率と賃金上昇率等の論議から新たないろいろな議論をすれば、幸いに世界一と言つてもいいインフレ率が低い日本の経済状態でございませう、先行き国民の皆様方に安心して年金制度といふものを見守つていただける環境は熟しておるんじゃないかと。だから、こゝういふ御議論を通じていかなければならぬ課題だ。

やはり私は、福祉政策全体を見ますときに、いわば高齢化社会に対応する年金問題といふのが充實した国ほど、言つてみれば福祉国家といふ名称をちようだいでできるものじゃないかといふ気がしておりますので、御趣旨の御議論等を参考にしながらやつていかなければならぬ。その段階においては財政の出動等も、今日までもありました。が、皆無の問題ではない。しかし、できるだけ各年金の整合性の中でこれからの青写真をつくつて進めていかなければならぬではないかと。それに、御指摘のようなあるいは御懸念いただくような意見をわれわれが絶えず休まずながら、これが成

案を得るための努力を重ねていかなければならぬ課題だといふふうな認識をいたしております。

○上田(卓)委員 どうもわからぬのですがね。大臣、それじゃ年金財源の財源不足ですか、これはなせ生じたのですか。何が原因ですか。答えてください。

○大蔵政府委員 年金が、いま委員御指摘のように将来その負担と給付の間でバランスがとれないことになつて、それでみんな財政的におかしい状況になるんじゃないかといふ基本は、年金の設計をいたしますときに負担と給付のバランスがとれない設計になつておる、端的に言えばこゝういふことだと思ひます。

○上田(卓)委員 あれですか、負担と給付のバランスといひますか、それだけで労働者は納得しますか。それじゃ、初めからそれが問題であつたといふことになるし、何のために五年ごとに見直しが必要とおるのかといふことにもなつてくるのじゃないですか。それじゃ答弁になつていないですや。

○大蔵政府委員 確かに五年ごとに見直しをしてゐるわけでございます。

それで、五年ごとに見直しをいたしまして、五年間のバランスが合うようにし、また同時に、五年先から先の十年先、十五年先といふところも展望はいたしてゐるわけでございますが、先ほど私申し上げましたように、どのくらいまでが負担の限界かといふ議論につきましては、これもはつきりしたものはございませうけれども、将来その負担の限界といふものがあるとしたら、先ほど申し上げましたように、大体千分の二百五十ぐらいのところまでが負担としては限界なのかなといふうなことで物事を考へてみますと、みんな大体昭和八十年ごろにはどうも勘定が合わなくなる、こゝういふことになつてございませうが、その負担の限界といふものを二応将来的、昭和八十年代に入りましてから以降の話はおきまして、それ以前の段階においてはバランスはするわけでございます。でございませうから、二十一世紀に入つた先の

先々のことまで考えた場合には負担と給付の間の設計がうまくいっていない、こういうことを申し上げておきたい。

○上田(卓)委員 負担と給付のバランス、結論から言えばそういうことになるのかもわからないわけではあるが、そんなところから一般的に責任を転嫁してはだめだと思ふのです。先ほどから私が申し上げているように、掛金の運用に大きな問題がありはしなかつたらうか、そこに改善の余地はなかつたらうか、あるいは、結果的にという大臣のお言葉ですが、やはり戦後一貫したインフレといふことが、そういうものの犠牲になつてゐる、これは事実じゃないですか。そうじゃないですか。

それだけ原因がありませぬ。たとえば国鉄共済年金の赤字というものを個別的にとらえるならば、それはもうはつきり申し上げて、それにかつて加えて、たとえば戦時中に無謀な戦争をしたがために新しく満鉄というものが創設されて、そこに大量に職員が採用されるという状況があつたことも事実だ。また、戦後その満鉄の赤字を全部国鉄が引き受けるというふうなこともなつておるし、戦後のそういう引き揚げ者が大量に国鉄に入つてきたということも当然あるだろうし、また、その後のそういう合理化といふものがあるいは人減らしといふものがあるいは新しい労働者が入つてこないといふことで年齢構成にゆがみが出てくるとか、国鉄は国鉄のそういう特殊な事情といふものが私は当然あつたらうと思ふわけでありまして、そのことに対して当然政府が国鉄に対してしかるべき手当てをしてこなかつたといふところに、やはり大きな原因といふものも見出さなければならぬ。国鉄だけじゃなしに、その他の公的年金についてもそのことはそれなりの個別的な理由があるといふことは当然であります。そういう点について政府の責任といふますか、無責任さといふことから、やはり見通しを欠いたといふのですか、そういうことから今日の年金の破綻といふものが出てきてゐるんじゃないですか。答えてください。

○中央府政委員 国鉄の共済制度が何でこんなに悪くなつたのか、こういうことでございませう。

基本的には申しまして、国鉄の場合でも給付と負担の關係が長期的に安定したものでなつておらなかつたといふことがあると思ひますが、もつと直接的には、国鉄の事業そのものに端のあらわれとして、国鉄の事業そのものが交通産業の中では衰退化し、それに伴つて職員数が減り、同時に、職員の構成年齢も高いところになつてしまつたといふようなことになつてゐるのが原因であらうかと思ひます。こうしたことは、国鉄のように小単位で年金をつくつておられます場合には間々ありがちなことでございませう。この辺のところにも問題があるかと思ひます。ただ、言われておりますように国鉄の共済制度が、たとえば満鉄とかかわりで大きなロスを生じてゐるのではないかと、これはやや誤解ではないかと思ひます。

そういうことで、国鉄が現在非常に困難な事態に立ち至り、また立ち至らうとしてゐるわけでございますが、政府の方といたしましては、国鉄の共済制度につきましても、所管は運輸省でございますが、運輸省といふことも、昭和四十年代からいろいろ御苦労なすつて、国鉄の共済制度をどうしようかといふことでずいぶんいろいろ勉強してこられていたやうでございませうけれども、結局昭和五十五年になりまして、これは共済全体の問題として取り組んでいかないと運輸省だけではなかなかうまくいかぬ、こういうことになりまして、共済制度を一般的に所掌しております大蔵省で共済年金の基本問題研究会をつくりこの問題を議論し、そして今日こうして法律案の姿で国会で御討議をいただいております。こういうことになつてゐるわけでございます。その間運輸省も、それから同時に私どもの方も、一生懸命であるだけ早く国鉄の共済制度が長期的に安定するやうな方向を目指しまして努力をしてきたわけでございます。

ます。

(中西(啓)委員長代理退席、委員長着席)
○上田(卓)委員 要するに国鉄の場合は、歴史的に見て成熟度が非常に高いといふのですか、そういう年齢構成から出てきてゐるわけですか。それ、そういうものを今日まで、端的なことを言つたら、そういう事情があることをわかつてから放置してきた、そこに政府の怠慢があるといふことを私は申し上げておるわけですね。当然国鉄全体が非常に膨大な赤字を抱えてゐる、これもまたありまして、しかし、その原因も、あなたがち昨今言われてゐるやうに労働者の側にあるやうな、そういう言ひ方は当たつていない、私はこう言わざるを得ないと思ふのです。

先ほど申し上げたやうな、戦時中あるいは戦後の特殊なそういう事情の中から大量に職員を採用してきたといふやうなこともあるだろうし、また、ここ最近では、赤字路線覚悟の上で越前線をつくるなど、私は新幹線自身がいけないとは言わないが、やはりそういうものがこの赤字の原因になつてゐる、これは、これはまた事実であらう、こういうやうに思ふわけですね。

それから、特に考えなければならぬことは、これは一回大臣に答えてもらわなければいかぬと思ふのですが、たとえば日本の場合、国鉄に対しての補助といふものは、そういうものは二割で、二割程度になつてゐると思ふのですが、たとえばフランスなどでは約六割が国の援助、あるいは西ドイツにおいては約半分といふやうにわれわれ聞いておるわけですが、そういう点でヨーロッパに比べて、国鉄に対しての助成割合といふますか援助割合が非常に低いといふ現実の問題があるわけですね。そして国はどんな政策的に、いま言ふやうな形の赤字路線を一方でつくつていく、こういうことになつて、それらの一切の責任を、いつの間にか労働者の側にあるかと思ふ印象を与えるといふことはもつてのほかだと思ふのです。大臣どうでしょう。

○竹下(国務大臣) 私は、年金問題はちよつと横におきまして、国鉄という問題は労働者側に責任が一方的にあるなどと思つたことはございませぬ。事実、私は五十九歳であります。ちよつと私ぐらゐな年齢が一番満鉄、朝鮮鉄道、台湾鉄道から帰つて、そしてそれは当時の雇用問題からいへば最大の雇用であったと私は思つております。しかも、国鉄は当時赤字でありませんでした。しかしながら、ただ年金制度自身は、その満鉄から帰つた人、すなわちわれわれクラスの人だけを仮に外して、それを別途で組み立てても、いまのような危機的な状態を回避するほど大きな理由ではないやうになつております。

ただ、その後労働者が、いろいろなことがありまして、私も、みんな正しいと思ひませんが、そのみに責任があると思ひません、いわゆるわが国の輸送体系が経済の推移に対応して大変な変化をしてきたといふ構造的な問題もいろいろあるわけでございます。

したがつて、これを一つ年金制度で見た場合には、これは前からわかつてゐたのじゃないかとおつしやれば、私はそのとおりだと思ふのです。したがつて、これが一元化されるやうな環境、それは国民全体が自分の所屬してゐる一つの年金エゴイズムだけに止まらないで、全体の連帯の責任においてやろうといふ環境が熱すといふことは、私は、それなりの時間がかつたと思ひます。そうして、それらの環境といふものが過去のいろいろなものの累積の中にいままでできてきたのじゃないか。それが、今度第一歩として御審議していただきたいといふやうに考えております。その間、労働者だけが悪かつたなどといふことは、私は、ゆめ考えるべきものではないといふやうに考えております。大変によくて、経営者ばかりが悪かつたとも思ひませんが、しかし私は、一方的にその責任を転嫁するといふのは、やはり為政者としてあるいは政治家として、そのみを非難して、もつてみずからの正当性を合理化するといふ態度は慎むべきであるといふやうに思つております。

○上田(卓)委員 いずれにしても、国鉄の共済年金の財源不足といふか赤字といふか、これはやはり国がしかるべく対処しなかつた、その責任の結果こうなつてゐるのですから、全然関係のない国家公務員とかあるいは電電公社にその責任を転嫁するといふことはどうも納得できないのですが、その点どうですか。これは国が対処すべき問題じゃないのですか。

○大蔵政府委員 共済年金制度というのは、もう申すまでもなく社会保険制度でございまして、その社会保険というのは、それぞれの保険集団の中で保険料を払つてその給付を払う、それでその保険料と給付の間の関係が相矛盾しないようにうまく設計していく、こういうことから成り立っているわけでございます。

その社会保険に對しまして、国が税金という財源から国庫補助をするかどうかといふのは、それは社会保険といふことの性質とは関係のない問題でございまして、ある国では税金から国庫補助をするといふシステムをとつてゐるところもございまして、別に税金からは国庫補助をしないといふことで、社会保険料の中で賄つていくといふ制度をとつてゐる国もあるといふたぐいでございます。日本の場合におきましては、厚生年金にいたしましても共済年金にいたしましても、それぞれ国庫補助ないしはゆる公経済の負担という形でそういった支出が行われてございまして、けれども、基本的には社会保険といふことで成り立っているわけでございます。

国鉄共済年金が社会保険としての制度がうまくいきませんで財政的に困難を来すといふ場合、国庫からの負担といふことで、税金からの支出でそのしりを全部ふいていくという形になりますれば、これは、社会保険といふものをとつてゐるたてまえから非常におかしな形になつてまいります。

と申しますのは、社会保険をとつております各保険集団といふのは幾つもあるわけでございますけれども、それぞれの保険集団が給付と負担の関

係をある程度無視した形で設計といふものを、とんどこお続けになるといふ形になりますとどういふことになるかといふと、それぞれ全部穴があく、穴があいたものは税金で全部それを埋めていくといふことになつてまいります、社会保険といふもののそのものの制度が全部崩壊してしまふといふ形になつてくるわけでございます。

したがしまして、その社会保険制度をとつてゐる限りにおきまして、その中の一つの保険集団といふものが、いろいろな事情もございまして、が、財政的に苦しくなつたという場合におきましては、まず社会保険をとつております全集団の中で財政的な調整をしていくというのが、これはどの国でもやつてゐることでもございまして、まず考えるべきことではないか。この法案では、そうした考え方を基盤にいたしまして、国鉄共済組合と最も近い関係にある、これは沿革的にも制度的にも近い関係にございまして他の二公社の共済と国家公務員の共済とでとりあえず財政調整をしていく、こういう考え方に立っているわけでございます。

○上田(卓)委員 それが納得できないと言つてゐるのです。次長、国鉄の共済年金の財源不足を、たとえば掛金の引き上げとかあるいはスライドの三年間のストップとか、そういうような形で労働者とかあるいは年金受給者といった方々に犠牲を転嫁するのではなしに、やはり国が責任を持つてこれに手当てすべきだ、私はそういうことを言つてゐるのです。

ところが、あなたの方の方は、他の年金の財源がまだいまのところ、将来はパンクするのだけれどもいまのところあるから、ちよつとつまんてこちらへ穴埋めするといふ、そこに私は何か労働者同士の責任を転嫁して、一応それは日本の国民といふ立場では、あるいは労働者といふ立場では同じ立場かも知れぬが、国といふものがありながら、ある一軒の家が生活が困つてゐるから、

国が当然生活保護なら生活保護とかいろいろの手当をせなければならぬのに、隣の家が裕福だからといつて、おまえのところお隣さんやないか、援助するのはあたりまえやないかと言つてやつてゐるのと同じじゃないですか。そんなこと許されませんか。答えてください。やることもやらぬで何ですか。

○大蔵政府委員 先ほども申し上げましたように、社会保険といふ領域の問題なんでございまして、それを、いま委員の御指摘でございましては、国がめんどろ見たらいいとおっしゃいますのは、税といふ国の一般財源の問題になつてくるわけでございます。

国といひましても別段お金があるわけではないのはもう御承知のとおりでございまして、国民から税といふ形で資金をお預かりしこれを配分するといふ分野と、それから社会保険料といふ形で社会保険の論理に乗つた形でこの資金をお預かりしこれをまた配分するといふ分野とあるわけでございます。いまこの共済制度をどうするかといふことについては、まず社会保険といふ形で、そういう制度の中でこれができているわけでございますからして、社会保険といふ場で物を考えていかなければならぬ、こういうことを申し上げてゐるわけでございます。そここのところが、すべて税の分野で始末をしようといふことになると、社会保険といふ分野そのものがなくなつてしまふ、全部税の分野になつてしまふ、こういう形になつてきて、社会保険制度そのものを否定する姿になりかねないといふことを申し上げてゐるわけでございます。

○上田(卓)委員 日本の国全体の財政が非常に緊迫している、窮迫している、その原因は一体何かといふことになりまして、いろいろ意見は違ひますが、はつきり申し上げて、あるいは税といふものと、社会保険といふものと、あるいは税といふものと、社会保険といふものと、あるいは税といふものと、税金の二重取りと違ふのかと言わざるを得ない部分もはつきり申し上げてありますよ。

そこで私聞きますが、大臣もひとつお答えいただきたいのですが、いま国鉄共済の場合は八一年ですでに八・二％の成熟度といひますか、そういう状況ですね。そうすると、いずれも少ししたてば一〇％を超えることは必至だろうと私は思ふのです。そうすると、こういうようなやり方、国鉄共済が高齢化を迎えているような形で、こういう成熟度がどんどん一〇％を超えていく、こういうものは他の年金から持つてくるわけですか、これからずつと。

たとえば、またフランスの例を出すようですが、フランスでは一九七六年にもうすでに一五・三・六％の成熟度になつてゐる。あるいは同年にドイツの国鉄では一七・六・一％に達してゐるのです。ところが、それは国々のやり方だと言へばそれまでもわかりませんが、その不足分は全額国庫負担となつてゐるのです。それは間違つてゐるのですか。それはその国のやり方であつて、わが国はわが国のやり方であるのだ、それはそういう考え方もあると思ひますけれども、何かあなたの言ひ方であれば、よそのやり方は間違つてゐるのだ、いま大蔵省がやろうとしてゐる考え方が全く正しいのだ、こういうことになりやしませんか。大臣と両方答えてください。

○大蔵政府委員 国鉄の成熟度につきましては、いま委員御指摘のとおりでございますから、あと数年たてば、国鉄だけとつてみまして一〇％を超えることはあり得ると思ひます。このことは、国鉄の共済組合だけをとつてみますと大変なことでございます。

その原因は何かといひますれば、国鉄の共済組合の歴史が古いといふことのほかに、先ほど来申し上げておりますように、国鉄が保険者としては集団が小さいといふことに原因があるわけでございますから、再編統合とか一元化といふことで政府がこれからやつてまいらうといふ一つの理由は、財政基盤の小さいものは大きなところで物を考えていかなければならぬといふ一つのことでございまして、そういった形で国鉄の共済組合の

問題を解消していこうということも考えているわけでございます。

ただ、大きな集団になりますれば、いまのお話のように成熟度が一〇〇%を超えるということとはなくなるわけでございますけれども、それだけで大きな集団の年金財政が解決するかどうかという、必ずしもそうでもございせん。給付と負担の関係につきましてはやはり見直しをいきたいと思います、大きな集団そのものの財政状況もよくなるということになりますから、二つのことをあわせて今後考えていかなければならないと思っております。

それから外国の話で、フランス、ドイツの話でございますが、フランス、ドイツの話は必ずしも詳しくはわからない面がございまして。フランスの場合でございますと、国鉄の年金に対する助成でございますか、企業としてのフランスの鉄道に対する助成でございますか、そこがところが必ずしもはつきりしてないようございまして、読み方によりまして、さてどちらの方で物を見ておられるのかなという気がいたします。日本の場合でも国鉄の企業に対する助成というのは、先ほどもお話ございましたように七千億以上の助成をいまして、いろいろございまして、企業に対する助成をどういったところに着目してやっていくかということについてはいろいろのやり方があるかと思ひます。日本の場合には、目下のところ、国鉄の年金負担に對しましては助成というものはやっておらないということだけでございまして。

○上田委員 時間も迫つてまいりましたので、後で大臣からまとめて答えてもらいますが、いずれにしても、この国共済はあと十一年ぐらいいておるわけですね。いわゆる国鉄共済とそれが一緒になつても九年ぐらいいかたないというようにすることも聞いているのです。

だから、私から言わすと、どつちもマイナス要因みたいなものですよ。マイナスとマイナスと足したつてマイナスにしかならぬわけですから、

そこに根本的に大きな救いがたいものがあるのではない。いま国が財源難だから、国鉄共済の方の穴埋めについてはとりあえずこつちから持つてくるということであつたとしても、これはわれわれ絶対反対ですが、そうであつたとしても、いづれ共済制度そのものが、現実に破綻しているし、もうパンクしてしまつたという、寿命が九年になるか十一年になるかというだけの話ですから、やはりあるべき姿というものは、年金の統一というのですか、法のものと平等というのですか、同一給付同一負担という原則が当然あるべきだと私は思うのです。

しかし、私はいま余りにも時期が悪過ぎると思ふのです。本当にそういう意味では国が財源がある程度豊かな、そのためには当然景気回復してゐる程度豊かな、そういうような行革デフレみたいなわけにだけかかるとは、景気回復のために気合だけかけるのではなく、実際ある程度借金確保というのか、そういうものも含めて財源を捻出して景気回復のために手当てする、こういう形で税収を伸ばす。国の方である程度そういうものが成つて後に、低いところを高いところにあつてならわなければならない、何かいまのやり方であれば低いところにあつて高いところにあつて、無理があるのか、やはりそこそこ大きな不満というのですか、そういうものがあるのか、いかと私は思ふのです。

だから、そういう状況が来るまでは国の方で責任を持つということではならぬであらうし、また同時に、公的年金の全体像というのですか、本当に年金といふもので快適なる老後が生活できるように、年金の額だけじゃなく、大臣などは予算の例から見れば日本は決して低くないといふようなことを言っているけれども、日本の場合には額が少しあつたとしても、それを取り巻く老後の対策、私が冒頭に申し上げたように、年金の受給だけじゃなく住宅がない者には住宅を与えるとか寝たきり老人といふようなことのないような医療保障をするとか、掛金の運用によつていろいろ

るな全体の保障が老後に与えられるようなものがある。日本の場合には、そういうものがなしに何かわずかなお金でもうそれで終わりだといふような形になつてゐると思ふのです。そこあたりを、全体の年金像といふのですか、こういういままでのやり方を払拭して、本当に労働者のためになるような年金制度といふものを抜本的に確立するといふことが大事じゃないかと思ふのですが、私が申し上げた諸点について大臣からひとつしかと答えていただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 まず最初の、いわゆる財政の果たす役割りという意味から言へば、税金を取つてそれをもちろむの施策に支出していくといふことは、ある意味において御案内の富の再配分、こういうことであらうと思つております。したがつて、富の再配分の問題からすれば、おのづからそこに政策選択の順位が生じてまいります。そして一方、この年金といふ問題は社会保障制度の仕組みの中でわが国の場合にはやつていこう、こういうことになつております。

よく議論された話でございますが、たとえば健康保険一つをとつてみましても、最初は大企業が、これは安田生命かどこかでございまして、自主的に始めになつて、月給の五割を差し引いてそれを積んでおいて、そしてお互い病気になつたときには連帯の責任で上田内科とか竹下内科とかを指定しておいて、そこへ行つて診てもらへば非常にいい制度だ、それは大変いい制度であつたわけですね。そこからやはり国民皆保険にしようという思想が出てきた。そしてなにかんずく、いわば日本統一保険にすればいいじゃないか、こういう議論が出てくる。そうすると一方、内容のいい大企業の健保などから見ますならば、それは給与は高いし、したがつて掛金は高いし、身体検査して丈夫な人をとりましますし、ボンコツになりそうになるときは定年になるし、こういうことになればその内容はいい。それで、しかし統一するとなれば、われわれは国庫補助なんかは一銭も

らつたことはないという既得権に対する一つの抵抗が生じてくる。そういうのをいろいろな歴史的積み重ねの中で徐々に国民連帯の保険にしよう。私は、年金制度の仕組みにしても、その成立した淵源から見れば、それぞれいろいろよつて立つ基盤も違つておられますし、大ざっぱに言えば、負担する方が多くて給付を受ける方が少なければその保険財政は健全だといふことになりまして、逆の場合は不健全さを増すし、そこで国民連帯の責任でひとついまいおつしやいましたような全体像を描いてやつていこうじゃないかという環境がいまやつと熟してきたんじゃないか、その第一歩であるといふふうに御理解をいただきたいわけでございます。

と同時に、いま御意見を交えての御質疑の中にございまして、言つてみればそれはただ金目議論するだけの問題ではなくして、やはり総体的には年金制度の全体像といふ以上は暮らしのビジョンとでも申しましようか、暮らしの全体像あるいは日本国民全体の老後対策に対する全体像、そういうものの中に位置づけられて、初めてほのぼのとした幸せを感じて老後を過ごしていくような社会ができるではないか、これは私も同感であります。

それがさて、いろんな国に比較してどうなつてゐるか。これはまた比較のしようでございますけれども、私は、かつては社会保障あるいは揺りかごから墓場までと言われたイギリス一つ考えてみますと、租税負担プラス社会保険負担、これが大変高くなつて、言つてみれば隣のおじさんを自分が養つておるといふ感じからして、イギリス病すなわち勤労意欲の低下をして、七つの海を支配したイギリスも一人当たり所得ですれば日本の八割五分ぐらいいかない、こういうことになつたので、その国々の暮らしの全体像といふものの立て方というのは、そういうところを追いつけ、追い越せと今日までやつてまいりました。

だから、数字の上における水準は追いついてきたといふ面がたぶんございまして、内面的な暮

らしの全体像ということになりますと、これは、日本は日本の地域なりあるいは面積、人口密度、全部を勘案したビジョンは、これはお互いが描いていかなきゃならない政治的な一つのビジョンだということでは私も同感であります。そういう大きなビジョンをお互いが議論の中で国民に理解を受けながら示していこう。言ってみれば、その一つの側面としての年金の全体像、それに進んでいくためのまず一つの第一歩というふうに御理解をいただいたら幸いこれに過ぎるものはない、こういうふうな理解をいたしておきます。

○上田(卓)委員 時間が来ましたから、いずれにしても、中曽根内閣の臨調行革路線というものは、片方においては軍拡路線であり、片方においては弱者いじめといいますが労働者いじめという事になっておる。

特に、今回の本法案の改正趣旨というものを考えた場合に、やはり年金額の実質の引き下げであり、そして掛け金の大幅値上げ、こういうことに尽きるのではないか、このように思っておるわけでありまして、そういう点で年金制度の改悪の第一歩、こういうように私は断定せざるを得ない、このように思っております。本当にそういう意味では高負担そして低福祉、こういうふうにわれわれは考えざるを得ないし、年金の切り捨て、こういうふうな断定せざるを得ない。いずれこの問題については、われわれは断固として反対していくわけでありまして、これは必ず国民の手ひどい審判が私は待ちかまえているというように申し上げて、時間が参りましたので私の質問をこれで終わりたい、このように思います。

○森委員 鳥居一雄君。

○鳥居委員 法案の提出の過程を見ますと、どうもおかしい。昨年の七月十四日に今井委員会が意見書を取りまとめましたね。この七月に相前後して、厚生大臣の諮問機関であります社会保障長期展望委員会が同じように答申を出す、臨調の基本答申が出る、三つ続いて出まして、九月の二十四日に閣議で、この法案のもとになります国公

共済と公企体共済の統合一本化するという、そういう方針の決定をする。これが実は全く逆転していると思うのです。

従来は、法律改正、制度改正というときには、正式な審議会というのがあるわけでありまして、社会保障制度審議会また一方の公務員共済制度審議会に諮問をいたしまして、答申を得て後に閣議決定をする、こういう手順で進んできていると思うのです。今回は形式だけで、統合一本化という大筋をもうすでに決定して、その後形式を整えるための単なる諮問であつた。これは、どういふふうな考えでも逆転というか、強引な統合するんだという方針に基づくトンネルの諮問であつた、こういうものを免れないと思うのです。率直な御感想を大臣から伺いたい。

○大倉政府委員 確かに、昨年の九月二十四日に行革大綱で閣議決定された中に、基本的な方針を決めているわけがございます。その後、具体的内容につきましては関係各省、関係の共済組合と協議をして原案をつくり、そしていまお話しした国共審でございまして、社会保障制度審議会に諮問をいたしまして答申をいただいているわけでございます。このことは逆転しているという仰せでございます。このことは、政府の方針が決まりませんことには、国共審にも制度審にも諮問をし御意見を伺うという事はしようがないわけでございますからして、政府の方針というものはその前に決めても、それは逆転という形にはならないのではなからうかと思ひます。

○鳥居委員 従来は、国家公務員共済制度の改変にかかわる重大な問題は、まず審議会で十分審議を尽くすというのがたてまえて来ているわけですね。今度のは、統合するんだということをもう結論を出して、その上で審議会にかけているのですから、現状においては異例の逆転ケースという事になってくるのじゃないですか。ですから、この二つの審議会の経過、答申、これはまあ大変なひどい厳しい指摘をしていると思うのです。

まず国公審、これは制度改変の内容に立ち至つて答申なんてとてもともしてませんね。審議会における経過については述べまして、「法案提出期限の関係もあり、とりあえず、これまでの審議経過を略記して答申とする。」これは何ですか。これは事実上答申じゃないですね。しかも「本諮問は、本審議会創設以来二十五年間における最大の難問であつた。それは、その含む内容のほか、時期的に最悪であり、審議の期間も限られ、」こういう大変な条件の中で審議会が開かれた。しかも「統合を内容とする本諮問を審議すること自体について強い疑問が提起された。」今後このわが国公的年金の在るべき方策について、政府が早急に具体案を提示すべきである。これは全部入り口の問題です。「経営形態と年金制度が不離一体の関係にある現行制度下において、三公企体の経営形態問題が不明確な現段階で、共済制度だけを切り離して審議すること」は困難だ、こういう内容ですよ。

つまり、この答申を見る限りにおいて、四共済の今回の法案の内容というのは、相当な強引な、合意を得ようなどという努力の影が見られない。国公審の混乱ぶり、総退場、こんなことが伝わってきておりますけれども、この国公審の審議経過についてどういふふうに御認識されていきますでしょうか。

○大倉政府委員 確かに、国家公務員共済組合審議会は昨年の十二月以来懇談会及び正式な形での審議会という事でずいぶん数多くやっていただきたましたが、その間におきまして議論はなかなか尽きないところがあつたわけでございます。

もちろん、先日もし上げましたように、大筋のところでの御意見というのは大体まとまつておつたわけでございまして、二つの点におきまして意見が違つたという面があるわけでございます。その二つの点につきましては、意見が違つたのを違つた形で、それぞれのお立場というものがございまして、二つの意見を併記した形で答申を取りまとめるといふ手法をとつてはいかかとい

う御意見も中にございまして、そういう形でのまとまり方というのがあるのだと思ひますけれども、その二つの相違点につきましては、相違点としてそれぞれ併記をするということはやめた形で、合致する点だけで取りまとめをしようということになりましたものだから、いま委員がお読みになったような形での答申になっているかと思ひます。

私も、これは共済組合審議会が非常に数多くの審議をなさり、かつまた、委員の方々には本当に夜、夜中までお手数を煩わしたあげくの果てのきわめて御努力の跡のにじみ出た貴重な答申として承つておる次第でございます。

○鳥居委員 それで制度審の方を見ますと、こういう指摘です。「これまで、国は、公的年金制度全般の将来展望を明らかにしていないにもかかわらず、今回の諮問を公的年金制度の再編・統合の第一段階として位置づけていることは、甚だ理解に苦しむところである。」これは第一の指摘。こんな指摘はないですよ。いいですか。

次に、「長期にわたり安定した国民皆年金体制を確立するために、既に再度にわたり公的年金体系に関する新しい全体構想について建議を行ったところであるが、政府は、これら建議の意図するところを踏まえて、早急に公的年金制度の将来の在り方の具体策を改革の手順を含めて明らかにするよう強く要望する。」出ていないのです。

「公的年金制度の改革を進めるに当たつて、国は、年金制度の技術的、制度的調整を図り、関係者の十分な理解と基本的合意を前提として案をまとめるべきである。そのような観点から今回の諮問の経過を見ると、これらの努力が著しく不足していたことを指摘せざるを得ない。」これは怠慢を指摘している部分ですね。拙速じゃありませんか。

将来展望を示さないで改革の第一歩だといふわけです。行く先を示さない汽車に加入者をつけて、不安はつる一方です。大蔵委員会は国公共済の所管の委員会でありまして、主として国公

○**鳥居委員** それは全体像ではないのですよ、公的年金制度の統合一元化をどういふうにして進めていくのか、まだスケジュールさえも明確ではないわけです。これまで共済年金の法律改定

だから、ある意味における拙速のそしりは免れないと思いましたが、国共審の先生方にも、これは労使中立を問わず、社会保障審議会です

去年の秋ごろは公務員にスト権を与えたらどうかという財界の声もありましたし、がやがややつていましたけれども、結局それは結果においてで

○**芹政府委員** 国家公務員の退職年金につきましては、ただいま先生御指摘のように、在職中いる

んな服務上の制約とかあるいは労働基本権の制約とかございます。

そういうことで、一生を公務にささげた職員が、退職後においてどういう生活をしていくかという点に十分配慮しなくちゃいかぬ、それが国家公務員の職務遂行を公正中立にあるいは能率的にやっていく保障ともなるのだということと理解しております。そういう意味で、共済組合法のもとで、退職年金になっておりますが、そういう公務員の特許性というものを考慮しましたセキユリテ、年金的部分、そういうものがいまま配慮されておりますし、これからのそういう配慮というものは要るのではないかと、私としてはそういうふう考えております。

ただ、その水準がどこであるか、何が適切であるかというところは、これからいろいろ、日本国民全体の年金制度として、どういうふうなそれを運営していくかということが、いま現在非常に重要課題として各方面で議論されておるわけでございまして、そういう中で、人事院としまして、しかるべき時期に御意見を申し上げるような時期が来るのではないかと、いふうにいま現在は考えております。

○鳥居委員 これはこれまでの歴史がありまして、新憲法の後国家公務員法の旧法が決まりましたね。後に昭和三十四年に新法ができて、そしてそれが百七条、いま指摘したものです。

それで、三十四年までの国家公務員法の旧法時代のこの項目、見てみたら百八条、一条後の条項ですけれども、これは「適当な生活の維持を図ることを目的とする」なんて、こんな弱いのではないのですか。「適当な生活を維持するに必要を得ることを目的とする」、非常に強い。それで、昭和三十四年の新法になってどうして弱まったのうかということなのです。これはどうでしょう。

○井政府委員 昭和三十四年までは恩給制度でございまして、三十四年から退職年金制度に制度改正になったわけでございますが、これは思想としまし

て、恩給というのは国が給付の主体になる、つまり国からの給付であるということでございます。そういうことがいいのかどうかということが議論になりました。結局は、やはり国家公務員も日本国民の一人として社会保障制度の中で給付を受けるべきだということで、労使の拠出に基づきまして保険数理に基づいて給付するという制度に変わってわけでございます。

したがって、恩給時代には国の給付でございまして、国の義務という形でのそういう非常に強い規定であったわけでございますが、社会保障制度という中で問題という点になります。これは、保険数理上どういう拠出、給付が可能になるのだということを考えていかなくてはならないということ、いまのような規定になったものと考えております。

○鳥居委員 昭和二十五年にGHQの顧問のマイヤースさんが日本へ来ましてね。それで、調査をいたしまして、公務員のこうした年金制度のあり方がどうあるべきなのか勧告をしました。例のマイヤース勧告。それを受けて、人事院が意見を国会と内閣に対して提出をした。そのときの人事院の勧告は、国庫負担七五%。後にも先にも、この新法百八条の勧告というのは、意見の申し出といふのはこれ一回しかないのですけれども、それに對しまして公務員制度調査会がやはり同じように調査研究をして答申を出しておる。

それで、人事院の方は、公務員を非常に広い範囲でとらえて、今日の基礎になるような考え方に立つたのですけれども、一方における公務員制度調査会は、年金制度をつくって恩給の制度はやめる。それは国で管理する年金制度にするのからあるいは法人をつくって共済組合という形でやめるのか、別途研究を続けるか、これはどういう形にするかということ、この時点で研究をすることと閣議決定をする。

ともかく年金制度は、公務員制度をどのようにしていくかということにかかわる問題で、公務員制度に触れる重大な問題であつただけに、この時

点では結論が出ない。一方においては、人事院の方は一本。それに対して公務員制度調査会の方は二本立てでいく。極端に公務員をさぼる、そして二本立てでいく、こんなような経過があつて、当時の総理府恩給局は、それに対して給与でいくのだという立場をとっているのです。非常に長くかかつて、実は国家公務員のこの共済制度は公企体の共済制度より三年おくれで発足するという形になった。そういう背景は、やはり公務員制度にかかる根幹をなす問題であつたという点だろうと実は思ふのです。

それで、新法が三十四年にできました当時、大蔵省の給与課長をしておられた方が、国家公務員の年金のあり方について、本でさまたまお述べになつておる。岸本晋さん、後に共済の理事長をやられた方ですね。この資料を見ましても、一定の水準というものは確保されなければならぬという立場に立っているわけですよ。つまり、厚生年金の「生活の安定と福祉の向上に寄与することを目指す」という立法の根拠とは違ふ。「公務の能率的運営に資すること」を目的として、以上、社会保障の基準プラスアルファがなければならぬんだという考え方に立っているわけでしょう。その基準というのはいかなるものか。その基準はどういうふうにお考えでしょうか。

○井政府委員 給与につきましては、物価、生計費、民間賃金ということが法律にも明定されておいて、それが基準になつて公務員給与を決めていく。したがって、民間準拠ということ、それを原則としてやるのがよろしかろうということとは大方の御理解を得て、いま現在そういうことでやられていたのだとおるわけでございます。年金につきましては、どういう水準が適切であるかということになります。老後の生活が適切であるかという経費でもって賄えば、文化的に幸福な生活ができるかという非常に抽象的な基準になりまして、具体的な基準というのはいまなかなかむずかしい。しかし、公務員が一生公務に尽瘁したという点、しかも、それは先ほど先生がおっしゃいま

した、いろいろな制約を受けつつということですが、その点に対する配慮というものはあつてしかるべきではないか。したがって、厚生年金との関係をどういうふうな考えていくかというのには、そこら辺の配慮も加へつつ、これからひとつ大いに議論もしていただきたいし、私たちも意見を言う時期が来たと言いたい、こう考えております。

ただ、いま現在、公務員とそれから民間の勤労者、それは一体どういう生涯を通じての、生涯賃金と申しますか給付と申しますか、そういうものの均衡関係はどうあつたらいのかということ、これは非常に議論になつておる最中でございます。その議論はこれからの相当熾烈な形で双方で展開されるのではないかと、こう思つておる。そういう中での公務員の位置づけというものは、これからの重要な研究課題であらう、こういうふうな考えております。

○鳥居委員 この岸本晋さんの「公務員の新退職給与制度」、昭和三十四年のものですが、これも、これで当時の給付水準が明示されている資料があるのです。国公共共済、二十年在職、それから二十五年、三十年というものを比較して、厚生年金に加入させた場合に当時どうだったのかという比較計算です。そうすると、国公共共済は二十年在職で厚生年金の二・二倍ですね。二十五年で国公共共済は三・〇一倍、三十年で四・〇六倍、こういう昭和三十四年当時の厚生年金との比較があります。

それで、いま、実はいかに厚生年金が改善されたからといって逆転現象が起こつておるのですね。福祉元年と言われた昭和四十八年、二万円年金が五万円年金になった。これは、物価スライド制の導入その他さまざまな形の改善がなされたわけですね。厚生年金は、御承知のとおりILO百二号条約、この中でも明らかにしており、ILO条約のいわゆる社会保障の最低水準を決めていくという考え方に基いて、いま厚生年金は、その水準に達してしまふ。もちろん改善されてきていることを非とするんじゃないんです。改善は

結構な話であつて、共済年金のあり方というものを、社会保障プラスアルファのアルファをどういうふうにかつてゐるのかという重大な問題なんです。その共済の水準というのが不明確なまま合併問題が起つてつちやつてゐるわけですよ。

いま逆転がどういふふうになされてゐるのか、これはひとつ主計局の方の資料で伺いたいと思うのですが……。

○大蔵府委員 年金額の想定をいたしますときは、組合員期間と基礎給与の額との関係から算定するわけでございまして、昇給カーブをある程度想定いたしませんと、それができません。

そこで、いまお尋ねのこととさせていただきます。国家公務員の行政職について、高卒初級採用者が平均的に昇給昇格した場合ということで、夫婦二人という試算でございまして。組合員期間が二十年の場合に、共済年金が八万四千六百円強、厚生年金が九万五千七百円強、それから二十五五年の場合に、共済年金が十一万三千八百円強、厚生年金が十二万一千五百円強、三十年の場合に、共済年金が十四万六千二百円強、厚生年金が十八万九千二百円強、三十五年の場合に、共済年金が十七万八千八百円強、こんなふうなことになるかと思ひます。

○鳥居委員 これはもう明らかに逆転現象でありまして、共済年金が厚生年金の方式で計算したものを下回る。特に中級、中クラスよりも下に非常に大きな差が出てきてゐる。

それで、これが大変だということ、共済年金の計算の仕方を四十九年から高い方を選べるような形にした。これは邪道ですね。厚生年金方式で計算すれば高いから、それじゃ、しようがないからそつちの方を選んでいいですよ、これはもとも、本来共済年金のあるべき姿から考えると大分ひどいことになつてゐると思はざるを得ないと思ふのです。三十五年になつてやつと共済年金方式で計算して比が上回る、こういう現実。昭和三十四年当時は、先ほどお示ししたとおり、二十年

在職で二倍、二十五年在職で三倍、三十年在職で四倍です。

国家公務員法百八条によると、調査研究を人事院がやつて、国会、内閣に対して意見を申し出る事ができると明記してあります。在職の皆さんの給与についてはおやりになつていますけれども、年金についてはどういふふうになつてゐるのですか。

○大蔵府委員 百八条で、人事院が年金制度に關して国会と内閣に意見を申し出ることができるとされております。これは、先ほど来御議論になつております国家公務員の退職年金というものは、公務員制度の中で、退職管理等の一つの措置として、これは人事管理として欠かさない必須項目である、してみると、人事行政を扱つてゐる人事院にそういう権限を与えておくのが適當であるということと理解しております。

ただ、三十四年に共済年金制度に切りかわりまして、その際、運営は共済組合が当たる、総合的管理は大蔵省が所管してこの実施の責めに当たるということになりまして、そのとき、共済の制度を運用していく場合に必要なのは共済組合審議会、社会保障制度審議会、そういうところで審議をしていただいて、その答申を得て実施に移すという制度も同時にできたわけでございまして。そういう意味では、そういう審議会では、十分な意見を交換し合ひまして、適切な御意見が出てくるであろうということが期待できる状況ができておるわけでございまして。

したが、いま共済組合の運営でありますとかあるいは保険数理上の必要性に基づく技術的な改正でありますとか、そういうことは審議会にお任せした方がむしろいいのではないかと。ただ、給付の種類でありますとかあるいは給付の内容でありますとか、そういうまさに生活に關連のあるような内容については重大な変更を要するような場合、これは勧告権の発動をしてもいいのではないかと。この改正というものは、たとえば過去三年間の

平均給与を基礎としたのを一年間に改正をするとか、あるいは六十歳支給に延ばすとかというようなことはございまして。

われわれとしましては、そういう關係にありません制度の中では、實際上の処理としては、やはり勧告というふうなことでなくて、具体的に所管庁である大蔵省に意見を述べまして、それを審議会の場で反映していただくということがいいのではないかと。文書で申し上げたこともありますが、過去、改正の都度、文書で申し上げたこともありまして、口頭で申し上げたこともありまして、そういうことで経過しておるわけでございまして。

○鳥居委員 私は、人事院の重大な役割りだと思ふのです。百八条は「前条の年金制度に關し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができ、」それで、しかも発足当時は「この水準に於ては、昭和四十八年以降逆転現象を起して、まあ、ひどい計算の仕方である、」と。それで、いま、昭和四十八年以降逆転現象を起して、まあ、ひどい計算の仕方である、という状況ですね。

一方においては、掛金率を見てみますと、非常に高い水準で来ているのです。これは平準保険料方式で来ているのです。昭和三十四年の十月以来ずっと四十九年の十月まで四・四％ですよ。四四パーミルと言ふのです。厚生年金の方は一・五％ですよ。二十八年度当時を見ても、この掛金の基礎となる給料、標準報酬、これは最高限度がありまして八千円となつてゐます。八千円の當時、国公共済の方は一等級の一番でつべんの数字十一万円を取り上げてゐるわけですよ。いま一等級のつべんが四十四万ですから四十四万となつてゐます。頭打ちをしないのです。厚生年金は頭打ちして、国公共済の方は頭打ちなし。それで、諸手当が入つてゐるから、厚生年金の方、一方の方は本俸に対して掛金率がかかるのだ、こういう大蔵省の説明がありましても、これは比率からいつても大変な問題ですよ。しかも四十九年、この修正賦課方式になるまでの間、これは平準方式で来ているのです。

こういう高い水準の掛金率で来ているが、いま逆転してゐるわけですよ。厚生年金方式の通年方式の計算、そつちをどうしようという人が毎年の裁定を受ける人の六割だといふのです。しかも、人事院は物を言わない。私は、これは、国公共済を今日まで大蔵省が運用管理してきたから大蔵省にも一半の責任があるかと思ひます。しかし、人事院のこの百八条が生きてゐない、こういう現状なんです。

○大蔵府委員 先ほど申し上げましたように、モデルの計算でございまして、二十年、二十五年、三十年というところは厚生年金の方が年金額が高くなりまして、三十五年でございまして共済が高くなる。三十二年ぐらいがちょうど境目になるわけでございます。

ただ、現実の問題といたしまして、国家公務員は民間の方々の就業の実態に比べますと勤務が長期間にわたるものでございまして、三十五年ぐらゐから先、三十五年一四十年という方が実際には多いわけでございまして。大体六割ぐらゐがそのくらいになります。ですから、全体平均いたしますと厚生年金よりは共済年金の方が多くなるわけでございます。そこで、もつてゐるお金、勤続年数というものを考えましてもむしろ共済年金の方が有利じゃないかというふうな話で、官民格差というふうな御議論も事実あります。そのことにつきましては、勤続年数を加味しないと単純な比較といふのはできないということを、格差論については私どもそういう御説明は申し上げてゐるわけでございまして。

他方、掛金のことでございまして、掛金は確かに昭和四十九年までは国家公務員の方が四・四％というふうな高い。厚生年金の方は同じ本俸ベースにいたしまして一・八％から四％ぐらゐで、この間低うございまして、五十四年十月以降でございまして、国公共済の方が五・一五％に対して、厚生年金は対本俸率に換算いたしまして六・六三というところで、今度は厚生年金の方が高くなつております。過去高かつたことは事実でござい

ざいまして、この高かったことで、積立金の積立比率というのが国共済の方が厚生年金より高くなっているといえますか、健全になつていくということでございます。それでございまして、現在、厚生年金よりも現状では掛金率やや国共済の方が低いのでございまして、全体的に言いますと、総平均してしましますと、若干高い給付を賄つていられるのもこのゆえかと思ひます。

いづれにいたしましても、今後、厚生年金の五十九年度におきまして改正を待ちまして、共済年金につきましても厚生年金と制度的に合せてまいりませんと、ただいま御議論ございまして年金の金額についての格差論のほかに、官民格差と称せられるものがあるという実情はございまして、これは、制度的に一本化したとせんといふこともない、どう調整の仕方もないといふたものもございまして、制度的には合せてまいりたい。

その場合に、委員が先ほど来問題にしておられます厚生年金と全く同じでよろしいのかどうか、国家公務員法の百七条の年金というものはそれでいいのかという問題が出ておると思つております。その上積み年金と申しますか、民間で言いますと、これを企業年金に相当するものかと思ひますが、これを国家公務員の場合にどういふふう設計をしたらよろしいのか、まさに委員が先ほど来御議論をなすつておられますその水準というのはどこへ持つていったらいいのか、これは、国家公務員と民間に働いていらつしやる方の給与の比較の問題であれば、同時に退職金の比較の問題にも関係のある問題かと思ひますが、大変にむづかしい問題と思つております。私も、いま御議論いただいております法律案を国会でお認めいただきますれば、直ちにその作業にかからなければならぬまい、その際には人事院ともよく御相談申し上げて万漏なきを期したい、こういうふう考えております。

方がいからそちらをとらなければならぬ形になつていくわけですね。大体課長以上は共済の計算で厚生年金よりいい。官民格差というのは確かにあると思うのです。ね。それは、高級官僚が天下りをして高額所得を得る。いま高額所得停付制度というのがありますが、けれども、その網をかぶる部分というのはほんのわずかと、実態においてはもう停止制度は機能してないと言つてもいいやうなかつたことですから、これは官民格差の最たるものかと思つてござい。あなればまた二重に受け取る、これもなくしていかなければならぬ点だらうと思つてござい。ですから、格差としてあるべきものはあるやうに位置づけなければならぬと思ひますし、改善すべきものは改善しなければならぬと思つてござい。それがごちやごちやになつたまま今日官民格差が言われているという点は、これはやはり加入者にとつては大変な不安だらうと思つてござい。その問題があります。

私は、共済年金の将来像を考えましたときに、今井委員会が指摘しているやうに、総じて非常に厳しい方向を向いておると思つてござい。ですから、今回の統合という問題を考えましたときに、四共済の統合問題の根底には、やはり公務員の皆さんが不安を抱かざるを得ない、そういう環境の中で今回の法案審議が進まざるを得ない、はなはだ遺憾だと思つてござい。大臣からひとつ御見解を聞いて、この論議を次に移したいと思つてござい。○竹下国務大臣 いわゆる公務員制度の根幹から今日に至る歴史的経過を大変詳しく分析していらつしやいますので、率直に言つて、その分析の実態について私はついていけるだけの知識がございません。

しかし、基本的に、おつしやる公務員制度のよつて来るゆえから今日までの経過は私どもも理解できる問題であります。いまこの統合によつて、言つてみれば従来の既得権とかそういうものを侵すものではないし、将来の問題は今後の問題として検討してよろるもの議論にこたえていかなければならぬわけでございますので、現段階として私がただ衷心から願ひするのは、言つてみれば公的年金の一元化の第一歩としての位置づけである、拙速であらうとそういう位置づけの認識をなさやかでもいただけるとしたならば幸ひである、こういうふうな考えです。

○鳥居委員 それでは、人事院に引き続き伺いたいと思つたのですけれども、大蔵委員会がやはり所管であります国税職員の皆さんの処遇改善問題ですね。職員の皆さんがどんどん退職していくのに対して、有能な人を補充しなければならぬというところで、今日まで再々この委員会でも税法審議の際取り上げられてまいりました。この裏表の問題として、処遇の改善は過去八回にわたつて委員会でも決議をし、改善を要求してきておるわけでありまして、いま大事な山場でありまして何うておきたいと思つてござい。

過去十年の推移を見ますと、非常に大変な環境にいます。取扱件数から取扱額、法人の規模、これは本当に比較にならないほど大変なものがあつて、定員は横ばいであるにもかかわらず、たとえば申告所得納税義務者数、昭和三十二年と比べまして二・七倍、徴収決定額額は二五・六倍、資本金十億円以上の法人数八・一倍、こういう大変な中で、いま五万人の国税職員の皆さんががんばつておるわけですね。それで一方におきましては、いろいろな調査の中に出てくるのです。が、勤務の環境を見ますと、単身赴任が国税職員の中に非常に多い。赴任期間が五年、生涯で十五年も単身のままとおる状況にあります。これも大変な点の一つだらうと思つてござい。これについて、また窓口サービスの実態調査を行った結果があります。利用者の特に多い機関に税務署が挙げられております。そして、郵便局、市町村役場、国鉄、余りいいことじやないかもしれせんが、こういうのと比較をしてみれば、感じが悪い、普通、感じが悪いで採点してあるんですね。六二・二四、これは他の三つと比べて抜群です。やはり努力の姿だと思つてござい。

それで、先ほどなせ三十二年と比較したか、三十二年に水準差が一三・三%あつたんです。いま一〇%そこそこなんです。去年、おとしから、このところ二年の推移は〇・〇二ふえるだけなんです。法律で百分の二十五を限度にその分の調整はしていいことになつておるのです。それで〇・〇二〇、これの調整が去年、ことしにかけてついたので、恐らくいま考慮中だらうと思つてござい。大変な条件の中がらんばつていらつしやる皆さんに、水準差を拡大できるやうな方向で検討していただきたいと思つてござい、人事院と、直接のお立場ですから大臣のお答えをいただきます。私の質問を終わりたいと思つてござい。

○菅政府委員 税務職員につきましては、私たちが最近公務能率というところいろいろ批判を浴びます場合に、税務職員を見てくださ、業務量が格段にふえておるのを少ない人員で能率よくこなしておつて、いわゆる生産性をも公務の部内で議論するとなれば、税務を見ていただくとよくわかりますよというふうな、実は代表例で出させていただいておりますやうなわけでして、しかも、税を扱うということは非常に困難性も多いです、いわゆる精神的な負担も非常に高いということで、従来から税務職については相当の配慮をしてきたつもりでございます。

いま先生おつしやいました水準差の問題につきましては、単に制度上の行政職との見合いの等級でございまして、実際に在職している職員が実際に在職している行政職と比べてどうなつておるかというこの水準差で考えておるわけでございます。そういう意味では、職員が動きまゝと水準差も動いてくるわけですね、つまり、昇格を一ついましてと水準差がまた変わつてくる、こういうことでございまして、水準差を維持していく、上げていくのは非常にむづかしい面があるわけでございますけれども、〇・〇二というところで非常に御不満がわかれまゐりますが、そういう努力はしていることを御理解いただきたいと思ひ

ますとともに、今後も税務職員についての給与上の処遇は、俸給表づらと、もう一つは等級別定数の問題がございます。税務署はいまいろいろ忙しい仕事に対応するために、組織上も改変の手を加えてきておりますが、そういう定数と、二つの面から考慮していきたいと考えておるところでございます。

○竹下国務大臣 少なくともいまの人事院のお答えの中で、公務員の勤務というものに生産性という評価基準がありとすればまさに範たるものである、こういう評価をいただいておりますことを、私もいまたまた責任者の地位にある者として大変うれしい評価をいただいたというふうに思っております。

予算編成がありますと、必ず定員の問題が一緒に、およそ十二月末に決まるわけでありますが、その都度、一方大蔵大臣という立場からすると、定員もあるいは大蔵省そのものに対する予算についても、厳しい対応をすることがまず陳より始めよという趣旨に沿うことにはなる。しかし、その中であつて五万人の税務職員の問題ということになりますと、結果としては振りかえ等行われるにしても、私としても、まずその定員のいわば純増ということをいつも念頭に置かなければならない。その純増ということをやってみまして、結果としてそれが一けただ、こういうことになる、ある種の哀愁——哀愁じゃありませんが、非常な厳しさとむなしさと両方感ずるのであります。

しかし、この問題については、税法上審議されますその都度、各党挙げてこれが定員の純増についての応援をしていただく。個々がそれにこたえて能率を上げていくための努力もしなければならぬ。それから人事院の方でも、給与の実態そのものの以外に、いわゆる等級の位置づけ等についても、そういう側面を大いに理解しながら対応していただいておりますという環境があればあるだけに、私も、純増等についてこれからも皆さん方の御支援を背景に一層充実した対応策をとっていかなければならぬというふうに考えておるものであります。

す。

○鳥居委員 終わります。ありがとうございます。

○森委員長 次回は、明十八日水曜日午前十時十分理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時散會

大蔵委員會議録第十七号中正誤

ベシ 段 行 誤
云 一 三 中西(啓)委員長 中西(啓)委員代理

昭和五十八年五月二十三日印刷

昭和五十八年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K